

随意契約（相手方指定）調書

件名	令和8年度街区境界調査業務委託（町屋四丁目の一部）	No.5100071
工（納）期	令和9年3月5日	
契約締結日	令和8年6月11日	
契約金額	13,200,000円（消費税等含む）	

契約相手方	東日本総合計画株式会社 東京支店 (法人番号：3013301008369)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	令和8年度街区境界調査業務委託（町屋四丁目の一部）
指名業者 （案）	名 称 東日本総合計画株式会社 東京支店 代表者 支店長 峰川 高志 所在地 東京都墨田区業平三丁目14番4号
特命理由	本件は、町屋四丁目の一部において、2か年（前期・後期）をかけて国土調査法に基づく地籍調査を行うものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 本件業務は、今年度、同一地域における後期工程を行うことから、高い精度を維持しつつ前期の測量成果との整合を図りながら実施することが重要であり、地域住民や地権者との間で継続的な協議・立会の必要性があること等、同一業者による一貫した作業が求められる。 ② 上記業者は令和7年度の一般競争入札により前期工程作業委託を受託しており、地権者等との関係も良好であり、区の指示に対する確に対応するとともに、要求した事項に対しても積極的な提案がなされている等、履行状況は優良であり、他自治体の地籍調査業務の受託実績も有しているため、本件業務においても確実な履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）